

資料 4

障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）の構成（案）

（１） 総則

条例の目的

- ・ 障害の有無にかかわらず、市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することを保障するために、障害者の権利を擁護することを目的とします。
- ・ 障害者の自立や社会参加を支援するために、国連障害者権利条約の理念をふまえて、さいたま市として必要な措置を行うことを目的とします。
- ・ 誰もが地域で暮らす一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図ることを目的とします。

基本理念

- ・ 障害者の権利を守るため、障害者の権利擁護に対し、実効性のあるものとします。
- ・ 市としての基本指針を定めるものとし、市における施策の推進においては条例を尊重し、施策を行います。
- ・ 地方自治法による基本構想や障害者計画及び障害福祉計画をつくる際は、最大限、条例の趣旨を生かします。

条例における障害者の範囲

- ・ より広い概念で対象とする障害者を規定し、「谷間の障害者」が生じることがないようにします。条例では「(心身に障害のある)個人の能力や状況と環境のずれ」を「要支援状態」(社会的な支援を必要とする状態)ととらえて、「要支援状態にある心身に障害のある者」を障害者としてとらえることとします。

市民及び市の責務

- ・ 市民及び市、障害者、障害種別間の相互理解を深める指針を定めます。
- ・ 啓発等を含め、地域に障害者を受け入れる環境を整備することを盛り込みます。

（２） 障害者の権利擁護

障害者への差別禁止と差別の解消・防止

- ・ 条例における「差別」とは、国連障害者権利条約における「合理的配慮」を欠いた状況であり、直接的又は間接的に行われたものとします。
- ・ 差別の解消において、特に悪質なものと故意に改善を放置した者については、事例や事業者名などの公表などの一定のペナルティを設けます。

障害者への虐待禁止と虐待の解消・防止

- ・ 障害者虐待防止法の制定時に条例に委任された事項について定めるものとします。

障害者への差別・虐待の解消のための機関と措置

- ・ 虐待については前述のとおりとし、差別事例を審議し、取り扱いを判断する機関等を設置します。
- ・ 上記の機関が行う勧告や公表に関する事項を定めます。

障害者の権利擁護のための措置

- ・ 成年後見制度の利用を促進します。

（３） 障害者の自立及び社会参加の支援

障害者の生活支援の促進

- ・居住に関する支援について市の基本的な指針を定めます。
- ・福祉サービスへのアクセス保障やサービスの量的・質的な改善などについても市の基本的な指針を定めます。
- ・就労支援・雇用について各事業者などが守るべき指針を定めます。

(参考)

平成22年4月27日

労働・雇用分野における障害者権利条約への対応のあり方に関する中間的な取りまとめ【抜粋】

第3 職場における合理的配慮

1 合理的配慮の内容

(1) 基本的考え方

障害者に対して職場における合理的配慮の提供を事業主に義務付けることについて、異論はなかった。

また、合理的配慮は個々の労働者の障害や職場の状況に応じて提供されるものであり、多様かつ個別性が高いものであるため、法律では合理的配慮の概念を定め、具体的な配慮の内容等については配慮の視点を類型化しつつ指針として定めることが適当であるとの意見が出され、異論はなかった。

合理的配慮は、障害者の個々の事情と事業主側との相互理解の中で可能な限り提供されるべき性質のものであり、最初から細部まで固定した内容のものすることは適切でないとの意見が出され、異論はなかった。

(2) 合理的配慮提供の枠組み

公益委員から、合理的配慮提供の枠組みとしては、たとえば、施設・整備の整備、人的支援、職場のマネジメント及び医療に関する配慮といった枠組みで考えていくべきではないかとの意見が出された。

(3) 合理的配慮の内容

募集・採用の機会（採用の機会におけるコミュニケーション支援等を含む）が合理的配慮の内容に入るとの意見が出され、異論はなかった。公益委員から、教育訓練についても対象となるのではないかと意見が出された。また、使用者代表委員からは、通勤時の移動支援等、労働時間外のもを合理的配慮の対象に含めることは適当でないとの意見が出された。

(4) 合理的配慮提供の実効性担保

合理的配慮提供の実効性を担保するためには、あまり確定的に権利義務関係で考えるのではなく、指針等により好事例を示しつつ、当事者間の話し合いや第三者が入ったのアドバイスの中で、必要なものを個別に考えていくことが適切であるとの意見が出され、異論はなかった。

障害児・者のいる家庭への支援の促進（相談窓口の充実、家族支援の充実など）

- ・地域自立支援協議会を支援の中心に置くと共に、地域の相談支援機関である障害者生活支援センター等や各機関の連携を明記します。

障害児・者への教育の促進（学校教育の充実、生涯学習支援の充実）

- ・教育の目標・内容・手立てとして、それぞれの子どもに何が必要か、何がふさわしいのかを見極めることを確認し、それぞれの子どもにふさわしいニーズに即した学校や教育を選択できるように指針を設けます。

障害者への情報提供の促進

- ・ 障害者に対する情報格差を是正する指針を設けます。

障害者の社会参加基盤の整備促進（移動支援の充実、公共交通機関や建築物の特にソフト面での改善）

- ・ 市内の事業者や市民の協力のもと、障害者の活動範囲の拡大に寄与する指針を設けます。
- ・ 交通基本法の制定などの状況を注視し、移動支援の充実に目指す指針を設けます。

（参考）平成22年3月

交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて 中間整理 国土交通省

移動権の保障と支援措置の充実

交通基本法の根幹に据えるべきは「移動権」だと思います。まず、私たちひとりひとりが健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動権を保障されるようにしていくことが、交通基本法の原点であるべきです。とりわけ、お年寄りや体の不自由な方々にとって、移動権は極めて重要です。

【中略】

少し具体的に考えてみましょう。まず、移動手段の確保やバリアフリーの問題は、住民、自治体、交通企業などの地域の関係者が望ましい姿を構想し、持続可能な方策を構築することが基本だと思います。これを地方と連帯して支援していくのが国の役割です。従って、国の支援措置は地域の自主性を尊重することを基本におきながら拡充・再構築していくことが必要です。このような観点から、地域公共交通の維持・活性化などに関する国の補助制度は、予算を拡充するとともに、自治体や交通企業などによる地域の協議会の自主的な取組みに対して一括して交付する仕組みに改めてはどうでしょうか。

また、「公助」の内容についても新しい発想が必要です。今は健常でくるまを自分で運転することができたり、家族に連れていってもらえることができても、いずれは年をとって運転できなくなり、家族に頼れない状況にも遭遇します。誰もが動くことが難しくなるというリスクを負っているのです。生きていくなかで障害を負ったり、生まれながらに障害をもっている方もいます。このような状況にあるにもかかわらず、交通分野には福祉の思想、つまり健常者が移動に困難を伴う人々を支え合う「共助」の考え方が欠けているように感じます。「共助」の視点を加えて、国も地方も「公助」の内容を大幅に拡充する必要があるのではないのでしょうか。

（４）条例の推進体制（モニタリングと計画の策定）

条例が適切に施行されるよう、さいたま市は計画に従い市障害者施策推進協議会に年次報告を行い、市障害者施策推進協議会は、その年次報告に対して提言を行い施策に反映させていく仕組みを作ります。

下線部は、条例について話し合う100人委員会の意見を参考として取り入れたものです。